

## 大阪府提案： 特許庁、(独)工業所有権情報・研修館

項目	道府県の説明	各府省庁の見解
<p>全国の中で「なぜそこか」について地域特性と機関のミッションとの関連(他県民からも理解されるものかの観点)</p>	<p>① 近畿の特許出願件数は全国の約2割という東京圏に次ぐ規模を占める。また関西にライフサイエンスや新エネルギーなど新しい分野が集積。金属製品、化学工業、鉄鋼業等の基礎素材型産業の割合が高く、その他の業種もバランスよく集積している。また国公立大学も集積しライフサイエンスをはじめとする先端分野の研究が進んでいる。</p> <p>② 大阪は、製造業の事業所数は全国第1位、従業者数は第2位、製造品出荷額等は第3位と全国有数の規模を誇り、全体の製造品出荷額等のうち61.8%を中小企業が占めていることなどの特徴がある。また、知財総合支援窓口における支援件数は全国一となっている等今後の我が国産業競争力を支えるポテンシャルが極めて高い地域。</p> <p>③ 特許出願の「受付バックアップセンター」は先願主義の観点から既に設置されているが、特許審査の遅延を 방지、ユーザーの利益保護、知財行政の情報システムの安全性、我が国の知的財産システムに対する信頼性の確保のためにも、東西二か所に審査拠点を置き、大規模災害時の審査バックアップ体制を確立することは重要である。</p> <p>④ 大阪は西日本からのアクセスも良好であり、面接審査に関わる負担感も軽減される。</p>	<p>① 特許出願のほぼ100%はオンライン出願であり、かつ、審査も書面主義であるため、出願件数の多寡は審査部門の地理的配置を決める重要な要素とはならない。</p> <p>② 一方、審査体制については、審査官数が千人単位で増え続けている米国や中国と異なり、毎年厳しい人員削減を求められる中、民間外注も活用し、官民のリソースを高密度で集積することで国際的にも例を見ない効率的かつ質の高い審査の実現を図っている。具体的には、審査の補助調査を行う民間サーチャー約2300人が首都圏に集積し、特許庁と一体となって我が国特許審査システムの基盤を成すことで、米国の3倍、欧州の5倍もの高効率(特許審査官1人当たりの処理件数)の審査を実現している。東京から特許審査部門を一部でも分離して大阪に移転することは、こうした特許審査システム全体の基盤に悪影響を及ぼし、高効率の審査が維持できなくなると考えられる。</p> <p>③ 地方ユーザーへの対応としては、特許庁はこれまでも、オンライン出願サービスの提供、審査官との電話面接審査、各地の弁理士や出願者の元に直接赴く出張面接審査、インターネット回線を利用したテレビ面接審査等を幅広く展開し、地域向け審査サービスの充実・強化に取り組んでいる。さらに、大阪を含めた地方経済産業局の特許室や、全ての都道府県に設置した知財総合支援窓口において、地方の実情と地域中小企業のニーズに応じた知財支援を行っている。</p> <p>④ なお、審査部門のバックアップ体制については、諸外国においても、その目的のみをもって地方に審査拠点を設置している海外特許庁はないものと承知。我が国では、既に東日本の遠隔地でバックアップデータの保管、西日本には「受付バックアップセンター」の設置等の措置を講じているほか、「特許庁業務継続計画」を策定し、大規模災害に備えている。</p>
<p>企画立案のメリット・デメリット</p>		
<p>政策執行面における効率性(機関の機能の維持・向上可能性、組織・費用の肥大化の抑制等の観点)</p>	<p>① 特許庁全体の移転ではなく、業務の専門性・独立性が高い特許審査機能の一部について、産業の地域性を踏まえた上で、西日本を対象とする第二の拠点設置を提案するものである。</p> <p>INPITも全体の業務ではなく、「特許庁審査部」の一部誘致に伴って必要となる研修部の一部と、海外支援を含む「知財活用支援戦略部」の活動拠点の大阪設置を提案する。</p> <p>② 従って、業務執行と施策の企画立案等の本部機能は東京圏に存続することを前提として国会等の首都機能との連携を確保しながら、東京一極集中の是正に寄与するものである。</p> <p>③ 西日本の審査拠点を置くことにより、審査官と出願人等とのコミュニケーション・相互理解を深め、審査品質の向上に資することが期待される。審査拠点分散により、審査官同士の連携の阻害、審査判断のばらつき等に対する懸念については、各種コミュニケーションツールの活用による意思疎通の向上と「特許審査基準」等に基づく品質管理の徹底等により解消されると考える。</p> <p>④ 新たな審査拠点に少なくとも100人以上の審査官を配置すれば国際調査機関として認証を受けることができ、審査のバックアップ体制が確立する。</p> <p>⑤ INPIT支援拠点大阪設置はTPPをふまえて、今後いっそう海外展開の活発化が見込まれる中小企業の中核支援拠点として期待される。</p>	<p>① 特許庁は、現在でも、約1700人の特許審査官で約2600もの膨大な技術分野について、常に進歩する技術の最先端の審査に対応するという極めて厳しい業務環境(1分野当たり1人足らず)にある。一つ一つの技術はますます高度化・細分化し、一人一人の審査官の精通分野も狭くならざるを得ない一方で、分野をまたがる学際的な発明は増加の一途をたどっている(例えば、インクジェットプリンター関連の発明の場合、精密機械、ソフトウェア、インク素材などが絡み合っている)。こうした中、分野を超えて複数の審査官が日々相互に対面で緊密に協議し、庁全体の審査能力を結集して、全ての技術分野に対応した迅速かつ高品質な審査を実現している。</p> <p>② このような状況の下、審査拠点を分散することは、日常的な審査官同士の対面での緊密な協議を妨げ、現行の審査システムの非効率化と審査スピードの著しい低下を生じさせる。常に進化する技術の最先端への対応は、細分化した技術分野毎の深い知見のみならず、分野毎に異なる既往の文献検索に関するノウハウなどの暗黙知を、審査官同士が対面で交換することで成り立っており、各種コミュニケーションツールや「特許審査基準」でカバーし切れるものとは考えていない。</p> <p>③ また、審査部門のバックアップ体制については、約2600もの詳細な技術分野に対応している膨大な業務量を鑑みれば、「100人以上の審査官」程度の体制では不可能。仮に相当大規模な人員・予算を確保するにしても、現下の厳しい財政状況の下では極めて非現実的であり、行政効率化に逆行しているとのそしりを受けるおそれ。</p> <p>④ なお、INPITは、特許庁と一体となって知的財産に係る情報提供や相談支援等を行う事業実施機関であるが、大阪府が例示している中小企業の海外展開支援の充実は、INPIT事業管理部門という組織の移転が解決策となるものではなく、INPITその他中小企業支援機関による事業(知財支援サービス)そのものの充実・強化を求めているものと捉えている。</p>
<p>その他</p>	<p>① 誘致候補地の「グランフロント大阪」は関西圏からの出願者のニーズに十分対応できる。またPMDA関西支部等も入居しており、特許庁と併せて関西圏のイノベーション創出拠点となりうる。</p> <p>② 「マイドーム大阪」「大阪南港ATC」も比較的アクセスが良好で、賃料も安価でありコスト削減が期待できる。</p> <p>③ 東京に集中する知的財産関係人材(サーチャーの9割、弁理士の5割強)の関西への還流の契機となる。</p>	<p>○ 特許庁の審査部門の全て及びINPITの大部分は、国保有の庁舎に入居しており、賃料は発生していない。仮に大阪に移転した場合、民間ビル等の賃料はもとより、面接室、テレビ会議システム等機材の設備移転費に相当大規模な財政負担が発生し、広く国民の理解を得られないのではないかと。</p>